

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

**告 示**

- 地籍調査に関する事業計画を定めた件 三〇
- 土地改良区の定款の変更を認可した件二件 三〇
- 県営土地改良事業計画を定めた件二件 三一
- 県営土地改良事業計画を変更した件 三一
- 土地改良事業の工事の完了について届出があった件 三一
- 福島県収入証紙の売りさばき人として指定した件 三一

**公 告**

- 特別保護地区の名称、区域、存続期間及び保護に関する指針の案について公告する件 三二
- 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の規定により公聴会を開催する件 三三
- 都市計画の決定に係る関係図書の写しの送付を受けた件 三三
- 都市計画の変更に係る関係図書の写しの送付を受けた件 三三
- 一般競争入札を行う件 三四
- 落札者を決定した件 三五

## 告 示

### 福島県告示第三百九十五号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第六条の第三第二項の規定により、令和二年度における地籍調査に関する事業計画を次のとおり定めた。

令和二年六月十六日

福島県知事 内堀雅雄

調査を行う者の名称

調 査 地 域

調 査 期 間

**福島県告示第三百九十六号**  
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、大熊町土地改良区から令和二年四月十四日付けで申請のあった定款の変更について、同年六月八日認可した。

（農村計画課）

福島市	大波第一三 大波第一四 大波第一六	令和三年三月三十一日
伊達市	梁川第一六 梁川第一七	同
郡山市	笹川第五 石筵第五 笹川第六 石筵第七 笹川第八	同
須賀川市	滝第七	同
天栄村	牧本第二六 牧本第二七	同
白河市	石切場	同
塙町	川上十 湯岐二 川上十一 湯岐三	同
会津若松市	徒之町第二	同
喜多方市	磐見第一二	同
北塩原村	大塩第七 大塩第八	同
西会津町	上野尻第五	同
湯川村	笈川	同
南会津町	中荒井第一 中荒井第二	同
いわき市	上永井G 上永井H 上永井I 合戸A	同

令和二年六月十六日

福島県知事 内 堀 雅 雄  
(農村計画課)

**福島県告示第三百九十七号**

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、会津大川土地改良区から令和二年六月三日付けで申請のあった定款の変更について、同月八日認可した。

令和二年六月十六日

福島県知事 内 堀 雅 雄  
(農村計画課)

**福島県告示第三百九十八号**

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、泥布沢地区に係る県営農村地域防災減災事業(用排水施設等整備(ため池整備事業))を行うため土地改良事業計画を定めた。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和二年六月十六日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

令和二年六月十七日から

同 年七月六日まで (二十日間)

三 縦覧の場所

会津坂下町役場

(農村計画課)

**福島県告示第三百九十九号**

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第一項の規定により、高野地区に係る県営農地中間管理機構関連農地整備事業(農地整備事業)を行うため土地改良事業計画を定めた。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和二年六月十六日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

令和二年六月十七日から

同 年七月六日まで (二十日間)

三 縦覧の場所

会津若松市役所

(農村計画課)

**福島県告示第四百号**

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十八条第一項の規定により、矢川原地区に係る県営農山村地域復興基盤総合整備事業(農地整備事業)を行うための土地改良事業計画を変更した。この変更後の関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和二年六月十六日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧の期間

令和二年六月十七日から

同 年七月六日まで (二十日間)

三 縦覧の場所

南相馬市役所

(農村計画課)

**福島県告示第四百一号**

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第一百三十三条の三第一項の規定により、次の者から土地改良事業に伴う工事が完了した旨届出があった。

令和二年六月十六日

福島県知事 内 堀 雅 雄

土地改良事業を 地区名 土地改良事業の名称

行った者の名称 施行認可年月日 工事完了年月日

東根堰土地改良 道林下 令和元年十月十一日から 令和元年十二月 令和二年五月二

区 同月二十六日までの間の 二十四日 十五日

暴風雨及び豪雨による災

害

同 宮田 同 令和元年十二月 令和二年五月二

高木用木土地改 赤木 同 二十四日 十五日

良区 同 令和二年二月二 令和二年三月二

十一日 十日

(農村計画課)

**福島県告示第四百二号**

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として令和二年六月四日次のとおり指定した。

令和二年六月十六日

氏名又は名称 住所 指定の有効期間  
 福島県知事 内 堀 雅 雄  
 売りさばき所の名称  
 及び所在地  
 福島県須賀川市須賀川  
 支 部  
 支 部 長 小 針 須賀川市畑田字古内  
 一 一 二 番 地  
 (出納総務課)

福島県須賀川市畑田字古内  
 支 部  
 支 部 長 小 針 須賀川市畑田字古内  
 一 一 二 番 地  
 (出納総務課)

公 告

公告第百十九号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第二十九条第一項の規定に基づく特別保護地区を指定したので、同条第四項において準用する同法第二十八条第四項の規定により、当該特別保護地区の名称、区域、存続期間及び当該特別保護地区の保護に関する指針の案を次のとおり縦覧に供する。  
 令和二年六月十六日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 特別保護地区の名称
  - 1 只見鳥獣保護区特別保護地区
  - 2 夏井川鳥獣保護区特別保護地区
- 二 特別保護地区の区域
  - 1 只見鳥獣保護区特別保護地区  
 南会津郡只見町地内の国有林会津森林管理署南会津支署一一一林班八三小班、八四小班、八五小班、八六小班、八七小班、八八小班及び八九小班、一一一四小班、一一一五小班、一一二〇小班口2小班及び口3小班並びに一一二二林班よ一小班、よ二小班、よ三小班、よ四小班、た一小班、た二小班、た三小班、れ一小班、れ二小班、れ三小班、そ小班、つ小班及びね小班的区域
  - 2 夏井川鳥獣保護区特別保護地区  
 いわき市小川町所在の磐城森林計画区国有林一林班中い、ろ、は、へ、との各小林班及び二林班中い、に、ほの各小林班の区域
- 三 特別保護地区の存続期間  
 令和二年十一月一日から令和十二年十月三十一日まで
- 四 特別保護地区の保護に関する指針の案
  - 1 只見鳥獣保護区特別保護地区
    - (一) 特別保護地区の指定区分  
 大規模生息地の保護区
    - (二) 特別保護地区の指定目的

只見鳥獣保護区は、只見町の西部に位置し、標高一、五〇〇メートル級の山間に位置し、大部分が越後三山只見国定公園に指定されている。中央を北流する只見川をせき止めた田子倉湖は、水鳥の生息地となっており、周辺には、ナナカマドなど食餌植物も豊富にあり、多様な鳥獣の生息地となっている。  
 特に、当該鳥獣保護区の中でも、村杉岳、高倉山、会津朝日岳、丸山岳に囲まれた区域、只見川西側から毛猛山の新潟県境、浅草岳南側の区域の三箇所については、傾斜地が多いため人為が加わることが少なく、鳥獣の育成に適した環境が維持されており、多様な鳥獣が生息するための中核的な区域となっている。  
 このため、当該区域は、只見鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある区域であると認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十九条第一項に規定する特別保護地区に再び指定し、当該地域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。

2  
 (一) 多様な森林植生が混在する一帯などの鳥獣の生息環境を適切に保持し、鳥獣の生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。  
 (二) 夏井川鳥獣保護区特別保護地区  
 夏井川鳥獣保護区特別保護地区  
 夏井川鳥獣保護区特別保護地区  
 夏井川鳥獣保護区特別保護地区

(一) 夏井川鳥獣保護区特別保護地区  
 夏井川鳥獣保護区特別保護地区  
 夏井川鳥獣保護区特別保護地区  
 夏井川鳥獣保護区特別保護地区

五 縦覧場所  
 1 只見鳥獣保護区特別保護地区  
 (一) 管理方針  
 アカマツ広葉樹の森林、ツツジ等の低灌木等の鳥獣の生息地の環境を適切に保持し、鳥獣の生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。  
 (二) 管理方針  
 アカマツ広葉樹の森林、ツツジ等の低灌木等の鳥獣の生息地の環境を適切に保持し、鳥獣の生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。  
 (三) 管理方針  
 アカマツ広葉樹の森林、ツツジ等の低灌木等の鳥獣の生息地の環境を適切に保持し、鳥獣の生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

福島県生活環境部環境共生総室自然保護課及び福島県南会津地方振興局県民環境部県民環境課

2 夏井川鳥獣保護区特別保護地区

福島県生活環境部環境共生総室自然保護課及び福島県いわき地方振興局県民部県民生活課

六 縦覧期間

令和二年六月十六日から同月三十日まで

(自然保護課)

公告第百二十号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第四項において準用する同法第二十八条第六項の規定により、次のとおり公聴会を開催する。

令和二年六月十六日

福島県知事 内堀雅雄

日 時	場 所	案 件
令和二年七月八日 午前十時三十分	南会津郡只見町 只見振興センター 二階 学習室	只見鳥獣保護区特別保護地区の指定について
令和二年七月八日 午後一時三十分	いわき市 福島県いわき合同庁舎 四階大会議室	夏井川鳥獣保護区特別保護地区の指定について

(自然保護課)

公告第百二十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定により、大熊町から富岡都市計画一団地の復興再生拠点市街地形成施設の決定に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

令和二年六月十六日

福島県知事 内堀雅雄

一 縦覧に供する図書

総括図、計画図及び計画書の写し

二 縦覧場所

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県相双建設事務所企画管理部企画調査課

(都市計画課)

公告第百二十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、大熊町から富岡都市計画都市計画道路の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

令和二年六月十六日

福島県知事 内堀雅雄

一 縦覧に供する図書

総括図、計画図及び計画書の写し

二 縦覧場所

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県相双建設事務所企画管理部企画調査課

(都市計画課)

**公告第123号**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和2年6月16日

福島県知事 内 堀 雅 雄

**1 入札に付する事項**

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量 ノートパソコン 572台
- (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
- (3) 納入期限 令和3年2月26日（金）
- (4) 納入場所 福島県警察本部情報管理課ほか計54か所

**2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項**

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登載されている者又は開札時までに福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。
- (3) 物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。
- (4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること
- (5) 当該物品に係る迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。

**3 入札に参加する者に必要な資格の確認**

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和2年7月7日（火）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、令和2年7月7日（火）午後5時まで必着とする。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県出納局入札用度課

電話024-521-7413

**4 契約条項を示す場所及び期間**

3に掲げる場所において令和2年6月16日（火）から同年7月7日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

**5 入札書の提出場所等**

(1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問合せ先 3に掲げる場所に同じ。なお、郵送による入札説明書の配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙17枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで令和2年6月24日（水）午後5時までに必着で請求すること。

(2) 入札説明会の日時及び場所 令和2年6月24日（水）午前11時 福島県出納局入札用度課

(3) 入札及び開札の日時及び場所 令和2年7月29日（水）午後1時30分 福島県出納局入札用度課（郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、7月28日（火）午後5時までに必着のこと。）

**6 入札保証金及び契約保証金**

(1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

**7 入札に参加を希望する者に要求される事項**

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に  
関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

#### 8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示  
す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

#### 9 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分  
の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その  
端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係  
る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110  
分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を  
行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県知事は、福島県政府調達苦  
情検討委員会（福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成8年福島県告示第320  
号）第1条に規定する委員会をいう。）から契約停止の要請を受けた場合は契約の  
執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。
- (6) その他 詳細は、入札説明書による。

#### 10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Notebook Personal  
Computer 572 units
- (2) Time-limit of tender (by hand): 1:30 p.m., 29 July 2020
- (3) Time-limit of tender (by mail): 5:00 p.m., 28 July 2020
- (4) Contact point for the notice: Bid Administration Division, Treasury Bureau,  
Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima  
960-8670 Japan TEL 024-521-7413

(入札用度課)

#### 公告第124号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のと  
おり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定  
める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規  
則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和2年6月16日

福島県知事 内 堀 雅 雄

#### 1 落札に係る物品等の名称及び数量

- (1) IPR形移動用無線機（IPR-ML）携帯仕様 68式
- (2) IPR形移動用無線機（IPR-ML）車載仕様 116式
- (3) IPR形オートバイ用無線機（IPR-AU） 27式

#### 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地

福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号

#### 3 落札者を決定した日

令和2年5月13日

#### 4 落札者の氏名及び住所

- (1) 1の(1)に掲げる物品等 三菱電機株式会社 東京都千代田区丸の内二丁目7番3  
号
- (2) 1の(2)に掲げる物品等 三菱電機株式会社 東京都千代田区丸の内二丁目7番3  
号
- (3) 1の(3)に掲げる物品等 三菱電機株式会社 東京都千代田区丸の内二丁目7番3  
号

#### 5 落札金額

- (1) 1の(1)に掲げる物品等 50,048,680円
- (2) 1の(2)に掲げる物品等 86,831,800円
- (3) 1の(3)に掲げる物品等 33,489,720円

#### 6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例政令第6条の公告を行った日  
令和2年3月24日

(入札用度課)